

第
5038
号

(2-2)

READAS

リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 4日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

証券投資信託受益証券の評価

Q：証券投資信託受益証券の評価方法が改正されたようですが、どのようになったのですか？

A：上場株式の評価に準じて評価することとされました。

【解説】

さきごろ、証券投資信託受益証券の評価方法が改正されました。

内容は、次のとおりです。

金融商品取引所に上場されている証券投資信託の受益証券は、これまで、評価通達169(上場株式の評価)及び171(上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合)の(1)に準じて評価することとされていましたが、上場株式における権利落又は配当落に相当する事象が生じることから、評価通達170(上場株式についての最終価格の特例－課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合)、同じく171(上場株式についての最終価格の特例－課税時期に最終価格がない場合)の(2)及び(3)並びに評価通達172(上場株式についての最終価格の月平均額の特例)の定めに基づいて評価することとされました。

また、株式に係る配当期待権に相当する金銭分配期待権も生じることから、この金銭分配期待権の価額については、評価通達193(配当期待権の評価)の定めに基づいて評価することとされました。

